長　　寿－１１０８

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年８月９日

各 市 町 村 長 　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋田県健康福祉部長寿社会課長

　　　　　　居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定要件基準の

変更に伴う説明会の実施について

　日頃より介護保険業務について、御協力をいただきお礼申し上げます。

　さて、平成２７年度の介護報酬改定により居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定要件基準に新たな要件が追加されました。具体的には、「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」となっており、平成２８年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用されることとなっております。これまで居宅介護支援事業所の指定については、都道府県の権限により実施してきたところですが（指定都市・中核市以外の市町村分）、平成３０年度からは指定都市・中核市以外の市町村へ指定権限が移譲されることが決まっており、各市町村においても御理解いただきたい内容となっております。

つきましては、次のとおり説明会を開催しますので説明会の出欠について別紙により

平成２８年８月２３日（火）まで、担当あてFAXで報告くださるようお願いいたします。なお、会場収容人数の関係により各市町村２名までの参加とさせていただきます。

１．日　時　　平成２８年８月３０日（火）　１３時３０分～１５時

２．会　場　　秋田県庁第二庁舎　８階　大会議室 (秋田市山王三丁目１－１)

　３．内　容　　介護支援専門員養成研修における見直し内容に含めて説明します

　４．その他

　　（１）県庁第二庁舎及び隣接する本庁舎等の駐車可能台数は限られております。できる限り公共交通機関を利用して来庁してください。

　　（２）本研修は市町村及び県内の居宅介護支援事業所を対象に実施しております。

　　（３）当日やむを得ず欠席をされる場合は、当日の資料を説明会終了後下記の場所に掲載します。そのほか、開催通知及び別紙出欠用紙も掲載します。

秋田県庁Ｗｅｂサイト「美の国あきたネット」

　　　　　ＵＲＬ　<http://www.pref.akita.lg.jp/>

　　　　　掲載先　美の国あきたホーム＞健康・福祉＞高齢者・介護・国保＞介護保険（一般）＞介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所の登録制度に関する説明会について

担当：秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班

〒010-8570　秋田市山王４丁目１番１号

TEL:018-860-1363　FAX:018-860-3867

e-mail:choju-kaigo@mail2.pref.akita.jp @pref.akita.lg.jp